

## 債権差押命令申立てをされる方(債権者の方)へ

### 1 はじめに

債権差押手続においては、債権差押を申し立てる人のことを「**債権者**」、申し立てられる人(相手方)のことを「**債務者**」、そして債務者に給料や預金等を支払う立場にある会社や金融機関等のことを「**第三債務者**」と呼びます。

### 2 申立てに必要な書類

#### ○ 債権差押命令申立書

作成方法等については、下記5をご覧ください。

#### ○ 執行力ある債務名義の正本

判決、和解調書、公正証書等に執行文の付いたもの。

ただし、仮執行宣言付支払督促、少額訴訟判決、家事審判書、家事事件手続法別表第2に掲げる事項について成立した家事調停調書等、例外的に執行文が不要のものもあります。

#### ○ 債務名義の送達証明書

相手方(債務者)が債務名義を受け取ったという証明書。入手方法については当該債務名義を作成した裁判所または公証人役場等にお尋ねください。なお、家事審判書が債務名義である場合には確定証明書も必要です。

#### ○ 法人の資格証明書(当事者が法人の場合)

登記事項証明書又は代表者事項証明書－入手方法については最寄りの法務局にお尋ねください。

#### ○ 住民票写

債権者または債務者の現住所が債務名義記載の住所と違っている場合等には、その連続性の証明のために必要になります。

#### ○ その他

更正決定正本や承継執行文等の書類が必要になる場合があります。

### 3 申立てをする裁判所

債務者の住所地(債務者が法人の場合は、本店所在地)を管轄する地方裁判所です。

### 4 申立てに要する費用

「申立手数料・予納郵便切手及び目録必要部数一覧表」を参照してください。

## 5 申立書の作成方法等

債権差押命令の申立ては、書面で行わなければなりません（民事執行規則1条）。

- (1) 申立書は、A4版縦の用紙を用い、横書き、左綴じで作成してください。
- (2) 債権差押命令申立書には当事者目録、請求債権目録、差押債権目録を1枚ずつつけて、ホッチキスでとめ、名下に印（割印も）を押してください。
- (3) 上記の申立書とは別に、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の各写し（押印は不要。）を、1部提出してください。

※ 本手続についてご不明な点がある場合、下記までお問い合わせください。

松江地方裁判所民事部

受付係（0852）35-5204

債権執行係（0852）35-5202